

入札における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の強化について

1. 概要

国の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言により、本市においても感染症拡大防止対策として、事業者の申出があった場合は郵便入札を認めてきたが、緊急事態宣言の延長が見込まれることを踏まえ、対策をさらに強化するもの。

2. 対象業務

電子入札を実施していない業務委託及び物品購入

※工事及び測量、設計等コンサルタント業務は電子入札実施済み

3. 内 容

工事及び測量、設計等に準ずる業務委託に電子入札を導入する。

それ以外については全て郵便入札とする。

4. 実施時期

(1) 一般競争入札

令和2年5月11日以降に入札公告を行う案件から実施

(2) 指名競争入札

令和2年5月11日以降に指名競争入札執行通知を行う案件から実施